

災害に関するお知らせ

被災住宅の修繕工事に
資金の助成を行っています

地震により被災した自己所有の住宅を修繕する場合、その費用の一部を助成しています。

助成対象

復旧に要した費用が20万円以上の工事

助成率・助成額

20万円を上限に修繕工事費用の10%

※修繕中の方、完了した方も申請できます(工事前写真の提出が必要です)。
対象者や申請に必要な書類など詳しくは、広報6月号3ページまたは8月号3ページをご覧ください

お問い合わせください。
また、市のホームページでも確認することができます。

◎問い合わせ・申し込み

建築住宅課住宅係

☎(55)5133

国民年金保険料の免除申請
期間が延長されました

震災・原発事故に伴う免除申請期限(今年2月分からの審査)が延長されました。

申請期限

平成24年3月末日

次の要件に該当する方は、本人申請に基づき、国民年金保険料が全額免除されます。

免除要件等

- ・震災により、住宅・家財・その他の財産について、おむね1/2以上の損害を受けた方等
- ・原発事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に平成23年3月11日時点で住所を有していた方

その他

学生納付特例申請期限も延長されました。

◎問い合わせ・申請先

東北福島年金事務所

☎024(555)0141

国保年金課国保年金係

☎(55)5106

県税のお知らせ

～ 自動車税 ～

県では、現在、震災に伴い平成23年度自動車税の定期課税を延期していますが、原子力災害区域などの一部地域を除き、次の日程で課税を実施します。

納税通知書の発送日 **9月7日(水)** 納期限 **10月31日(月)**

※この間に車検有効期間が満了する自動車については、平成22年度の納税証明書(平成23年10月30日まで有効)で車検を更新することができます。

◎問い合わせ…県北地方振興局県税部課税第二課 ☎024(523)0051

～ 不動産取得税 ～

売買、交換、贈与および建築等により新たに不動産(土地・家屋)を取得した場合には、不動産取得税が課税されます。

現在、震災に伴う納期限等の延長措置により課税を保留していますが、売買等により取得した土地・家屋および平成22年に新築した家屋に係る不動産取得税の納税通知書の発送を9月下旬以降に予定しています。

なお、震災により家屋が被害を受け、新たに代替不動産を取得する場合には、災害減免を受けることができる場合があります。

～ 個人事業税 ～

県内で事業を営んでいる方を対象とした個人事業税の納税通知書の発送については、通常8月に行っていますが、平成23年度定期課税分については、震災に伴う納期限等の延長措置を行ったことにより12月に予定しています。

不動産取得税、個人事業税について詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ…県北地方振興局県税部課税第一課 ☎024(523)4698または4699

親と子で考える放射線学習会を開催

放射線に関する子どもの健康管理をテーマに、子どもの生活全般に関する生活の工夫について健康学習会を各地域で開催します。4回シリーズで開催しますが1回目の内容等が決まりましたのでお知らせします。

第1回のテーマや開催日等は以下のとおりです。参加を希望される方はお申し込みください。

テーマ 「放射線低線量被ばくの影響などについて」

講師：原子力資料情報室前代表・科学者故高木任三郎氏が市民の立場から問題に取り組むことのできる「市民科学者」を育成することを目的に創立した「高木学校」より、医師等をお迎えします。

開催日・会場 時間は全会場13：15～15：30(受付13：15～13：30)

- ・東和地域 第1回 9月27日(火) 東和保健センター
- ・二本松地域 第1回 10月2日(日) 二本松保健センター
- ・安達地域 第1回 10月23日(日) 安達保健福祉センター
- ・岩代地域 第1回 10月24日(月) 岩代保健センター

申込方法 電話またはファックスで下記までお申し込みください。

申込期限 開催日の1週間前まで

対象 就学前の子どもの保護者 各会場30人程度(希望者多数の場合、先着順とさせていただきます。)

※聴講後、友人やサークル等での伝達にご協力ください。※市民以外の方はご相談ください。

その他 託児もできます。(10人程度)無料

2回目以降の日程等、詳しいことは決まり次第、広報紙等でお知らせします。

2回目以降のテーマや講師は次のとおりです。※変更となる場合があります。

- 第2回 運動「ふれあい親子体操」 講師：「こどもの城」インストラクター
- 第3回 食事「食の安全を守るためにできること」 講師：環境ジャーナリスト天笠啓祐氏
- 第4回 心「子どもの心のケアのために」 講師：「あざみ野心理オフィス」臨床心理士

◎問い合わせ・申し込み…健康増進課保健係 ☎(55)5110 Fax(23)1714

下水処理場からのお願い

汚泥を少なくする取り組み

汚泥を少なくするポイント

下水処理場では、ご家庭で使用された下水をきれいにするにより、『汚泥』と呼ばれるものが発生します。

これまでテレビや新聞などでも報道されているとおり、この汚泥から東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が検出されました。

このため、下水処理場では汚泥を敷地内に一時保管していますが、この状態が長く続くと、下水の処理に影響が出る可能性があります。

汚泥の安全な処理方法については、現在、各関係機関において対応を検討していますが、いまだ解決にはいたっていません。このような状況をご理解いただき、下水道を使用している皆様に「汚泥を少なくする取り組み」にご協力をお願いいたします。

台所

・野菜くずは、水切りネットなどを使用し、下水へ流さないようにしましょう。

・汚れた食器やフライパンに残った油は、いらぬ紙で拭き取るか、市販の油固化剤を用いるなどして燃えるゴミとして処分しましょう。

洗濯

・合成洗剤や、中性洗剤の使用は多すぎないように適量を心がけましょう。

風呂・洗面所

・シャンプーや歯磨き粉の使用量を少なめにしましょう。

トイレ

・水に溶けないティッシュペーパー、紙おむつや生理用品、たばこなどを流さないようにしましょう。

◎問い合わせ：

下水道課下水道管理係 ☎(55)51138